

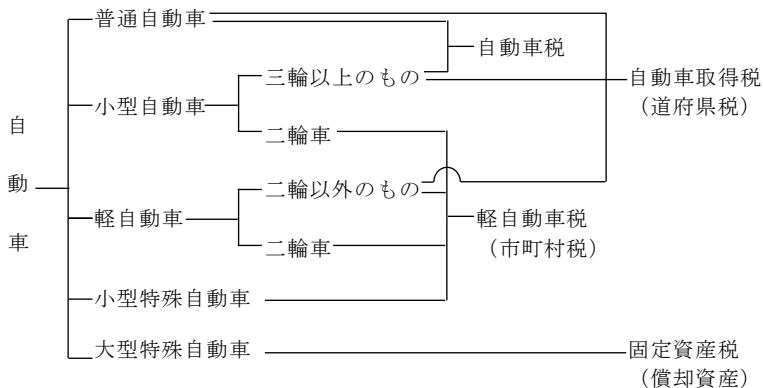
自動車関係の税

1. 自動車にかかる税

自動車にかかる税金には、地方税である自動車取得税・自動車税（軽自動車税）、国税である自動車重量税、それに消費税があります。

取得したとき	所有しているとき	車検のとき
自動車取得税（道府県税）	自動車税（道府県税）	自動車重量税（国税）
自動車税（道府県税）	軽自動車税（市町村税）	
自動車重量税（国税）		
消費税（国税）（地方消費税）		

2. 自動車の種別と課税される税目との関係



自動車の種別等

種別	構造及び原動機	大きさ				
		長さ	幅	高さ	排気量 (定格出力)	
自動車	普通自動車					
	小型自動車	4.70メートル以下	1.70メートル以下	2.00メートル以下		
	軽自動車	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車及び被けん引自動車で大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その排気量が0.660リットル以下のものに限る。)	3.40メートル以下	1.48メートル以下	2.00メートル以下	
		二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その排気量が0.250リットル以下のものに限る。)	2.50メートル以下	1.30メートル以下	2.00メートル以下	
大型特殊自動車	1. 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの イ. ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロードローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ. 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車					
	2. ボール・トレラ及び国土交通大臣が指定する特殊な構造を有する自動車					
小型特殊自動車	1. 上記自動車欄1.イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15キロメートル毎時以下のもの	4.70メートル以下	1.70メートル以下	2.80メートル以下		
	2. 上記自動車欄1.ロに掲げる自動車であって、最高速度35キロメートル毎時未満のもの					

自動車関係の税

原動機付自転車	第1種	第2種以外の原動機付自転車				50 cc 以下又は定格出力が0.6kw以下
	第2種	第1種以外の原動機付自転車				125 cc 以下又は定格出力が1.0kw以下

3. 自動車の登録と検査

自動車は、道路運送車両法の規定によって、原則として、登録・検査を受けることとされています（道路運送車両法 4、58、97の3）。

○自動車種別による登録・検査等および手続先

自動車種別		登録	検査	使用の届出	手続先
普通自動車		○	○		運輸支局
小型自動車	三輪以上	○	○		運輸支局
	二輪		○		運輸支局
軽自動車	二輪以外		○	○	軽自動車検査協会
	二輪			○	運輸支局
小型特殊自動車				○	区市町村
大型特殊自動車		○	○		運輸支局
原動機付自転車				○	区市町村

☞ 登録には、新規登録・変更登録・移転登録・抹消登録等があります。

検査には、新規検査・継続検査等があります。

☞ 運輸支局や軽自動車検査協会に提出された申告書は、課税団体に回付されません。